

# 「ムジークフェストなら 2023」広報業務 委託業務仕様書

## I 業務概要

### 1 業務名

「ムジークフェストなら 2023」広報業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務目的

「ムジークフェストなら 2023」は、「文化の振興」を通じて「地域の振興」を図ることが目的である。

奈良県内の社寺等の歴史文化遺産を会場に、クラシックをはじめとした上質な音楽によるコンサートを、四季を通じて開催することで、県民をはじめとした多くの方に、奈良で上質な文化・芸術に触れる機会を提供し、本県の文化芸術活動の活性化を図る。

また、来場者や数多くの出演者による交流人口の拡大を通じて地域の活性化を図ることや、県内各地でコンサート等を開催することによる、広範囲にわたる賑わいの創出により、「文化の振興」を通じて「地域の振興」につなげる。

### 3 納期及び納入場所

本業務の納期及び納入場所はムジークフェストなら実行委員会（以下「甲」という。）と受託事業者（以下「乙」という。）が協議し、作業工程を示した計画を作成のうえ決定する。

（目安については「II 3 業務詳細」を参照）

### 4 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合であっても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

### 5 提出書類

乙は、本業務受託決定後、下記の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書（実施内容及び作業工程表）
- (2) その他甲が指示する書類

### 6 貸与資料

甲が保有する資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

## 7 成果物の検査・納品

本業務の成果品については、甲の検査を受けた後、納品するものとする。

成果物にかかる全てのデータは外部記録媒体（USBメモリ・DVD等）又はオンラインストレージに保存して納品すること。

## 8 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

## 9 撮影許可及び掲載許可申請手続き

本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、乙において対応するものとする。

# II 業務内容

## 1 業務概要

### (1) 各種印刷物による広告・広報

- ①「公式ガイドブック」の企画・制作・発送
- ②「ポスター」の企画・制作・発送
- ③「公演プログラム」の企画・制作・発送
- ④「コンサート広報チラシ」の企画・制作・発送

### (2) 街頭掲出・設置物による広告・広報

- ①のぼり、バナースタンド看板の制作・発送
- ②文化会館前大型広報掲示板用の制作

### (3) 交通事業者と連携した広報展開

### (4) WEB媒体を活用した広報展開

- ①動画コンテンツの企画、制作及び運営
- ②SNSを活用した情報発信及び運営
- ③社寺公演の動画撮影及び編集
- ④連携イベント情報収集業務

### (5) ノベルティグッズの製作

### (6) 開催報告書（記録集）の作成

### (7) その他

(1)～(6)の業務に共通する事項として次のとおり行うこと。

- ①障害のある方への配慮を十分にすること。
- ②打合せ協議を十分にすること。
- ③業務の進捗を把握し、効果的な広報展開となるよう留意すること。

## 2 計画・準備

乙は業務実施にあたっての実施内容及び作業工程を示した業務実施計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

### 3 業務詳細

#### (1) 各種印刷物による広告・広報

##### ①「公式ガイドブック」の企画・制作・発送

- ・「ムジークフェストなら 2023」を広報するためのガイドブックの編集・紙面構成、デザイン・レイアウトを企画・制作し、広く県内外に「ムジークフェストなら 2023」の開催をPRする。
- ・表紙及び紙面構成の検討作業においては、乙の提案した構成案をもとに甲・乙協議の上、内容を決定するものとする。

※四季を通じて開催する音楽イベントを広く周知するとともに、多くの方がコンサートに訪れてもらえるような効果的なデザインについて、乙が提案すること。

- ・表紙はより多くの方に周知できるよう魅力的なデザインにするとともに、紙面構成は文字デザイン・写真データ・イラスト・ピクトグラム等を活用し、公演内容を日付順に時系列にまとめるなど、誰もが視覚的にわかりやすい内容にすること。
- ・仕様：A4版、36ページ程度（表紙含まず）、フルカラー
- ・制作部数：40,000部
- ・※甲が指定する箇所（約450箇所）へ乙から直接発送納入すること。
- ・発行時期：3月下旬

##### ②「ポスター」の企画・制作・発送

- ・「ムジークフェストなら 2023～春～」及び「ムジークフェストなら 2023～秋～」を広報するためのポスターのデザイン・レイアウトを企画・制作し、広く県内外に「ムジークフェストなら 2023」の開催をPRする。

(ア) ムジークフェストなら 2023～春～

- ・仕様：B2版、フルカラー
- ・制作部数：B2版600枚

※甲が指定する箇所（約450箇所）へ乙から直接発送納入すること。

- ・発行時期：2月下旬

(イ) ムジークフェストなら 2023～秋～

- ・仕様：B2版、フルカラー

※「奈良県みんなでののしむ大芸術祭実行委員会」より提供される予定の参考デザインデータ（「奈良県みんなでののしむ大芸術祭」公式ガイドブック表紙）を活用し、「ムジークフェストなら」及び「奈良県みんなでののしむ大芸術祭」双方をPRするデザイン案とすること。

- ・制作部数：B2版1,600枚

※甲が指定する箇所（約1,000箇所）へ乙から直接発送納入すること。

- ・発行時期：7月下旬

### ③「公演プログラム」の企画・制作・発送

- ・甲が主催する公演について当日のプログラムを企画・制作する。
- ・仕様、制作部数（予定）
  - 有料公演：9公演：A4版 両面（うち1面カラー） 合計5,500部
  - 無料公演：30公演程度：A4版 両面（モノクロ） 合計12,000部
- ・制作時期：各公演の2日前までに甲へ納入すること。

### ④「コンサート広報チラシ」の企画・制作・発送

- ・「ムジークフェストなら2023 春のプレコンサート（令和5年4月15日開催）」及び「ムジークフェストなら2023 夏コンサート（令和5年8月25日開催）」を広報するための広報チラシの編集・紙面構成、デザイン・レイアウトを企画・制作し、コンサート開催をPRする。
- ・紙面構成の検討作業においては、乙の提案した構成案をもとに甲・乙協議の上、内容を決するものとする。
  - (ア) ムジークフェストなら2023 春のプレコンサート（令和5年4月15日開催）
    - ・仕様：A4版、両面4ページ（うち2ページはコンサート概要、その他2ページは通年開催をPRするものとする）、フルカラー
    - ・制作部数：20,000枚
      - ※甲が指定する箇所（約450箇所）へ乙から直接発送納入すること。
    - ・発行時期：3月上旬
  - (イ) ムジークフェストなら2023 夏コンサート（令和5年8月25日開催）
    - ・仕様：A4版、両面4ページ（うち2ページはコンサート概要、その他2ページは秋開催公演をPRするものとする）、フルカラー
    - ・制作部数：20,000枚
      - ※甲が指定する箇所（約450箇所）へ乙から直接発送納入すること。
    - ・発行時期：7月中旬

## (2) 街頭掲出・設置物による広告・広報

### ①のぼり、バナースタンド看板の制作・発送

#### (ア) のぼりの制作・発送

- ・仕様：600mm×1,800mm カラー、通年使用可能なデザイン
- ・制作数：280枚

※甲が指定する箇所（上記(1)①の「公式ガイドブック」の発送約450箇所のうち約280箇所程度）へ乙から直接発送納入すること。

- ・制作時期：3月上旬

#### (イ) バナースタンド看板の制作

- ・仕様：W600mm×H1,800mm カラー、通年使用可能なデザイン
- ・制作数：15枚
- ・納品場所：奈良県文化会館
- ・制作時期：3月下旬

## ②文化会館前大型広報看板用シートの制作

(ア) ムジークフェストなら 2023～春～

- ・仕様：W5,740 mm×H2,410 mm カラー
- ・制作枚数：1枚
- ・納品場所：奈良県文化会館
- ・制作時期：4月中旬

(イ) ムジークフェストなら 2023～秋～

- ・仕様：W5,740 mm×H2,410 mm カラー

※「奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会」より提供される予定の参考デザインデータ（「奈良県みんなでのしむ大芸術祭」公式ガイドブック表紙）を活用し、「ムジークフェストなら」及び「奈良県みんなでのしむ大芸術祭」双方をPRするデザイン案とすること。

- ・制作枚数：1枚
- ・納品場所：奈良県文化会館
- ・制作時期：8月中旬

## (3) 交通事業者と連携した広報展開

- ・交通事業者と連携し、県内外からの誘客効果が高い情報発信を実施する。

※駅構内や電車内にポスター等を貼り出す際に交通事業者に支払うべき出稿料（掲出料）は、実行委員会で負担する。

(ア) ムジークフェストなら 2023～春～

- ・制作数：駅貼りポスター(B1サイズ JR：300枚程度、近鉄：80枚程度)  
電車中吊り広告(B3サイズ JR：3,800枚程度、近鉄：3,000枚程度)  
JR奈良駅構内柱巻きポスター 5枚（設置、撤去含む）

※柱巻きポスターのサイズについては、制作前に甲と協議すること。

- ・制作時期：4月中旬
- ・その他、交通事業者と連携した効果的な広報を協議のうえ実施すること。

(イ) ムジークフェストなら 2023～秋～

- ・制作数：駅貼りポスター(B1サイズ JR：300枚程度、近鉄：80枚程度)  
電車中吊り広告(B3サイズ JR：3,800枚程度、近鉄：3,000枚程度)  
JR奈良駅構内柱巻きポスター 5枚（設置、撤去含む）

※「奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会」より提供される予定の参考デザインデータ（「奈良県みんなでのしむ大芸術祭」公式ガイドブック表紙）を活用し、「ムジークフェストなら」及び「奈良県みんなでのしむ大芸術祭」双方をPRするデザイン案とすること。

※柱巻きポスターのサイズについては、制作前に甲と協議すること。

- ・制作時期：9月中旬
- ・その他、交通事業者と連携した効果的な広報を協議のうえ実施すること。

#### (4) WEB媒体を活用した広報展開

##### ①動画コンテンツの企画、制作及び運営

- ・インターネット検索サイト（Google、Yahoo など）でのリスティング広告や、動画配信サイト YouTube でのインストリーム広告などを活用した情報発信のための動画コンテンツ（4本程度）について、乙が提案の上、甲が承認したものを制作及び運営すること。  
※甲が主催する音楽イベント及び甲が指定する民間等音楽イベントについて、四季を通じて広く周知するとともに、若年層から高齢者層まで含めた多くの方がコンサートに訪れてもらえるような効果的な広報展開を提案すること。

##### ②SNSを活用した情報発信及び運営

- ・甲が利用している Facebook、Twitter、Instagram、LINE など SNS を活用した情報発信及び運営について、乙が提案の上、甲が承認したものを情報発信及び運営すること。  
※甲が主催する音楽イベント及び甲が指定する民間等音楽イベントについて、四季を通じて広く周知するとともに、若年層から高齢者層まで含めた多くの方がコンサートに訪れてもらえるような効果的な SNS を活用した情報発信及び運営を提案すること。

##### ③社寺公演における動画撮影及び編集

- ・甲が主催する社寺公演（10公演程度）について、動画撮影及び編集を実施すること。  
※撮影当日、ムジークフェストなら実行委員会事務局員とともに演奏するアーティストに対してヒアリングを行い、当日プログラムの中から編集に使用する曲目の指定やその他要望について、可能な限り対応すること。  
※撮影当日、会場である社寺等の外観撮影については、各公演の開場前（概ね開演1時間前）に撮影を終えておくこと。
- ・撮影した公演の動画は、オープニングクレジット、エンドクレジット等を挿入し、各公演1曲（3～4分）程度に編集すること。  
※オープニングクレジット、エンドクレジットの素材データについては、ムジークフェストなら実行委員会より提供する。  
※県内の社寺等の歴史文化遺産を知るきっかけとしていただくため、演奏しているアーティストの映像だけではなく、演奏をバックミュージックとして会場である社寺等の外観が映るような編集内容とすること。
- ・編集した動画については、アーティスト撮影者等に確認のうえ動画配信サイトで配信するため、公演撮影日から概ね2日以内に編集したうえで、MP4ファイル形式でデータを提供すること。  
※配信期間は公演終了後概ね1週間後～約2ヶ月後程度を想定。  
※JASRACへの音楽著作権使用料については、ムジークフェストなら実行委員会で別途負担する。

##### ④連携イベント情報収集業務

- ・ムジークフェストなら2023開催期間中（令和5年5月1日～令和5年12月31日）に実施される音楽イベント情報を収集し、別途委託予定の『「ムジークフェスト2023」企画・運営委託業務』受託者と連携のうえ、ムジークフェストなら2023公式ガイドブック、公式HP等へ情報を連動させること。

(ア) 参加希望団体等との連絡調整及び公演情報の管理

- ・情報収集に際して受付対応窓口を設置し、甲が構築した公演情報入力フォームに関する問い合わせなどについて対応すること。また、公演情報内容について、必要に応じて参加希望団体等と連絡調整（お知らせ等の一斉メール送信など）をすること。
- ・参加希望団体等が入力した公演情報を管理し、実行委員会の依頼に応じて一覧表などを作成し、提出すること。

(イ) 公演情報の提供等

- ・実行委員会の求めに応じて必要な情報を提供するとともに、その内容にかかる校正作業等に対応すること。

(5) ノベルティグッズの製作

- ・来場者等へ配布し、「ムジークフェストなら」に愛着を持ってもらえるようなムジークフェストなら 2023 ノベルティグッズを製作すること。
- ・最低製作数：200 個
- ・ノベルティグッズの内容、配布方法等については、乙が提案の上、甲が承認し決定する。

(6) 開催報告書（記録集）の作成

- ・甲が提供する画像等を素材として、記録冊子（400 部）を作成すること。
- ・資料：A 4 版、28 ページ（表紙含む）、フルカラー
- ・成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果品の引き渡しとともに甲に帰属する。ただし、乙の著作権及び著作者人格権の行使につき、甲の承諾又は合意を得た場合についてはこの限りでない。

(7) 委託上限額

14,100 千円（消費税及び地方消費税込）以内

(8) 支払方法

令和 5 年 3 月 31 日時点における出来高相当分について、乙は令和 5 年 3 月 31 日以降速やかに甲あて実施報告を行い、甲は完了検査後に 6,700 千円を支払限度額上限として代金を支払う。

令和 5 年 4 月 1 日以降分については、全業務の履行終了後、一括で支払う。ただし、履行期間中の概算払いを可能とする。

※甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の支払限度額を変更することができるものとする。

(9) 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 11 月 30 日（木）まで。

(10) 打ち合わせ

本業務を履行するにあたり、必要に応じて協議を実施する。

### Ⅲ 手続き等

#### 1 手続き

##### (1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良市登大路町 30（奈良県 文化・教育・くらし創造部 文化振興課内）  
ムジークフェストなら実行委員会事務局  
電話番号 0742-27-8917  
FAX 番号 0742-27-8481  
電子メール bunka-naraken@mahoroba.ne.jp

##### (2) 委託業務仕様書の配布

- ・配布期間 令和5年1月5日（木）まで
- ・配布場所・方法 奈良県文化振興課で交付または奈良県文化振興課ホームページから入手

##### (3) 参加意向申出書等の提出

- ・提出期限 令和5年1月5日（木）17時まで【必着】
- ・提出先 Ⅲ1（1）に示す事務局
- ・提出物 ①参加意向申出書（様式1-1）  
②事業者概要書（様式1-2）  
③類似業務受注実績（様式1-3）  
※類似業務：地方公共団体等が主催するイベントに関する広報業務  
※該当がない場合も提出すること。
- ・提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は、発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。
- ・参加資格の通知 令和5年1月6日（金）予定

##### (4) 企画提案書の提出

- ・提出期限 令和5年1月13日（金）17時まで【必着】
- ・提出先 Ⅲ1（1）に示す事務局
- ・提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は書留郵便に限る。発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。
- ・提出物 企画提案書 10部  
※企画提案書に提案者を判別できるような用紙の使用や記載は行わないこと。ただし、1部のみは、企画提案書の余白部分に提案者名を記載すること。なお、A3用紙を片面印刷で使用し、10枚以内。
- ・企画提案書には次のことを記載すること。なお、ムジークフェストなら2023事業計画(<http://www.pref.nara.jp/51513.htm>)の内容をよく理解したうえで作成すること。  
(令和4年12月23日（金）に最新の事業計画を掲載予定)

##### ①実施方針等について

- ・ムジークフェストならの趣旨・目的を踏まえ、これに沿って業務を推進する上での考え



方を、実施方針として記載すること。

- ・組織図等実施体制表（関係機関・関係者との連携・協力について、体制や手法等を記載）を明記すること。  
※別途委託予定の『「ムジークフェストなら 2023」企画・運営委託業務』との連携について留意すること。
- ・四季を通じて開催する音楽イベントの効果的な広報業務の実施に必要なスケジュール、実施フローを記載すること。

## ②各種印刷物、街頭掲出・設置物、交通事業者と連携した広報展開について

- ・各種印刷物

「公式ガイドブック」について、ムジークフェストならのイメージカラー（赤）を基調とした表紙案（3案）を提示するとともに、紙面編集の考え方及びピクトグラム等を活用し、公演内容を日付順に時系列にまとめるなど、誰もが視覚的にわかりやすい具体的な紙面構成案を提示すること。

また、「ポスター」のデザイン及び構成案を提示すること。

- ・街頭掲出・設置物

「のぼり」「バナースタンド看板」「文化会館前大型広報看板用シート」については、その具体的なデザイン意匠案を提示すること。

- ・交通事業者と連携した広報展開

「電車中吊り広告」「JR奈良駅構内柱巻きポスター」の具体的なデザイン案を提示すること。

## ③「ムジークフェストなら 2023」を効果的にPRするための手法の提案

- ・奈良県マスコットキャラクターせんたくんを活用した広報展開を提案すること。
- ・四季を通じて開催する音楽イベントを広く周知するとともに、若年層から高齢者層まで含めた多くの方がコンサートに訪れてもらえるよう、WEB媒体を活用した効果的な広報展開を提案すること。
- ・四季を通じて開催する音楽イベントを広く周知できるようなノベルティグッズ作成及び配布方法を提案すること。

※各種広報については、広く県内外に「ムジークフェストなら 2023」をPRする内容であることに留意すること。また、障害のある人に配慮した内容であることに留意すること。

## ④概算事業費

- ・広報の必要項目ごとに各々単価・数量を記載し、全体経費を積算すること。

## (5) 質問の受付

質問の受付は次のとおりとする。

- ・受付期間 令和4年12月26日（月）12時まで
- ・提出方法 質問票（様式3）に質問事項を記載の上、FAX又は電子メールにて送付すること。  
電話など口頭による質問は受け付けない。

※電話にて送付した旨を連絡すること。

- ・提出先 Ⅲ 1 (1) に示す事務局
- ・回答方法 令和5年12月28日(水)までに奈良県文化振興課ホームページに公表する。個別には回答しないものとする。  
※質問者名は掲載しない。

## 2 受託者の選定

### (1) 企画提案書の評価

- ・企画提案書等は「ムジークフェストなら2023 広報業務委託受託者選定審査会（以下「選定審査会」という。）」において審査を行い、各選定審査会委員の評価の合計点を集計したものを提案者の総得点とする。総得点が満点の6割以上のうえ、最も評価の高い提案者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として選定する。
- ・提案者が1者の場合は、総得点が満点の6割以上で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として選定する。
- ・提出のあった企画提案書等については、以下のとおりプレゼンテーション審査を実施する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、令和5年1月18日(水)に行う予定。時間等の詳細は、後日対象者に通知する(1月16日(月)13時頃の予定)。
- ・プレゼンテーション審査は非公開で行う。
- ・選考結果は、企画提案書等を提出した提案者に対して書面で通知する。

### (2) 契約について

- ①プレゼンテーション審査を経て選定された者と協議を行い、最終仕様を決定し契約を締結することになるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合は、プレゼンテーション審査で次点の者と契約締結の協議を行う。
- ②参加意向申出書、企画提案書等その他に虚偽の記載をした場合は、本業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ③契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところに準ずる。
- ④選定された者が契約の締結までに次のいずれかに該当すると認められるときは、選定された者と契約を締結しないものとする。  
また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
  - 1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - 2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目

的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記 1) から 5) のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記 1) から 5) のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記 6) に該当する場合を除く。〕において、甲が甲との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

### (3) その他

採択された提案は、契約の相手方を選定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後、改めて実行委員会事務局等との協議のもと、業務にあたるものとする。

## 3 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。  
なお、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複写を行う場合がある。
- (3) 選考結果として企画提案書等を提出した者の名称及び審査結果概要等の情報公開を行う場合があること並びに県民等からの情報公開請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合があることに留意すること。
- (4) 選考結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、甲の都合により中止することがある。
- (6) 本業務の詳細事項及び進め方等については、甲の指示に従うこと。
- (7) 履行期間中において、本業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

以上